

## 2 周産期医療情報システムにおける患者データの収集・活用について

## 患者データの概要

- 東京都周産期医療情報ネットワーク事業運営要綱等に基づき、母子保健医療行政の向上のために、周産期母子医療センター及び周産期連携病院から患者データを収集（1年度当たりのデータ総数35,000件程度）。
  - 収集に当たっては、各病院が入力システム（Fail Maker）に患者データを入力又は日本産科婦人科学会への報告様式を提出し、その後、東京都側が内容を確認した上で、委託業者が解析・出力システム（SAS）を活用して母子医療統計の作成、病院の個別の依頼に応じたデータ解析を実施
- ※ 患者データの入力フォーマット及び最新の母子医療統計（目次）については、別添のとおり。

## 現状の課題等

## &lt;現状の課題&gt;

- 1 入力項目が古く見直しが必要（不妊治療の項目に、タイミング法・顕微授精・卵子提供が含まれない等）
- 2 入力項目が膨大で入力・内容の精査等の作業量が多く、統計の発行に時間を要する（R4年度末にR2年分の統計内容を公表）
- 3 病院の個別の依頼に応じた必要な解析を行っているが、平成24年度から病院からの依頼がない状況で活用されていない
- 4 各病院の個人情報の規定等から、全ての病院・全ての患者の情報を収集できておらず、行政資料としては活用しづらい状況

## &lt;周産期医療情報システムに関するアンケート調査結果について（概要別添）&gt;

- 調査年月：令和2年12月 ○調査対象：周産期母子医療センター、周産期連携病院（調査回収率：約8割）
- 調査結果：母子医療統計について、活用したことがないと回答した割合は57%であった。  
データ解析依頼について、知っているとは回答した43%の全てが解析依頼をしたことがなかった。解析依頼サービスは必要であると回答した割合は64%であった。  
その他、項目が古く更新が必要、入力項目が多く大変、活用の手法について示してほしい等の様々な意見が挙がった。

→上記を踏まえて患者データの収集について、今後の方向性（課題を解決し活用を継続、項目縮小、収集を廃止等）を検討するため、令和5年2月7日実施の周産期搬送体制検証部会にて委員から意見を聴取した。

部会での意見

周産期搬送体制検証部会での意見を集約すると、以下1～3のとおりであった。

- 1 患者データの収集・公開について、今後も継続して実施（未提出の病院に対しては更に強く指導していく）
- 2 収集したデータの活用（解析方法等）について検討を実施（今後、データの収集に一次施設を加えるかどうか、また、広く医療従事者等が活用することを前提とした作りにするか等も含めて検討を実施）
- 3 上記を踏まえた上で、収集するデータ項目について見直しを実施し、その際に、新たな病名等への修正も併せて実施

今後の取組（案）

検討会を立ち上げ、患者データの項目、解析内容について議論する。  
（メンバー：総合・地域・連携病院の産婦人科医、小児科・新生児科医）

検討会議は、基本は産科・新生児科それぞれで開催し、連携が必要な場合等、状況に応じて合同開催する。

【スケジュール（予定）】

令和5年度				令和6年度			
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
●	●	●	●			→	
検討会① ・課題認識の共有 ・活用の検討	検討会② ・活用の検討	検討会③ ・項目の見直し	検討会④ ・検討内容確定 ⇒協議会へ報告	入力フォーマット等 改修作業（委託）		各病院へ改修後 のフォーマット 配備	
				新患者デー タの入力 （各病院）			